

# 原発事故 国の責任認める

## 福島地裁判決 「津波予見、防げた」

東京電力福島第一原発事故を巡り、福島県内の住民や避難者ら3824人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の判決が10日、福島地裁であった。金沢秀樹裁判長は国と東電の責任を認め、2907人に約5億円を支払うよう東電に命じ、うち約2億5千万円は国も連帯して負担するよう命じた。放射線量を事故前の水準に引き下げる「原状回復」請求は却下した。

▼35面 判決要旨、36面 喜びと落胆

原発事故を巡る全国約30の集団訴訟で3件目の判決。今年3月の前橋地裁に続き、国が津波を予見し、事故を防げたと認めた。

判決は、政府が2002年7月に策定した「長期評価」でマグニチュード8級の津波地震が起きる可能性を指摘した点を重視した。国がシミュレーションを行えば、原発に15・7メートルの津波が来ることを予見できたと指摘。同年末までに津波対策を取るよう東電に命じれば事故は防げた、とした。東電については津波対策を怠った過失があるが、

故意や重過失は認められな  
いとされた。

放射性物質による汚染が  
平穏な生活の侵害となるか  
は被害状況などを考慮して  
判断すべきだと指摘。国の  
中間指針では対象外とされ  
た県外の住民や県内の一部  
地域の住民に対しても、事  
故後の放射線量が高かった  
地域については賠償を認め  
た。ただ、原告40人が求め  
た「ふるさと喪失」への慰  
謝料は認めなかった。

東電は「判決内容を精査  
し、対応を検討する」との  
コメントを出した。

(茶井祐輝)